## ○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインの一部改正案 新旧対照表

改正案MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン1~2 (12) (略)

- 2 電気通信事業法に係る事項
  - (13) その他
    - ④ 契約数等の報告
      - <u>ア</u> 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上であるMVNO

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上35であるMVNOは、四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない(報告規則第2条第1項及び様式第15の2)。

具体的な報告内容は、次のとおり。

- ・<u>提供元</u>事業者名(卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名)
- ・区分ごとの契約数(再卸<sup>36</sup>、SIMカード型<sup>37</sup>、通信モジュール<sup>38</sup>、単純再販<sup>38</sup>及びその他<sup>40</sup>)
- ・他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通 信役務として提供している場合、他のMVNOの名称(契約数 3万以上と3万未満の別)

本規定は、平成〇〇年〇月〇日の報告規則改正により適用となる。 改正前はMNOと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結 MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン  $1\sim2$  (12) (略)

現行

- 2 電気通信事業法に係る事項
  - (13) その他
  - ④ 契約数等の報告

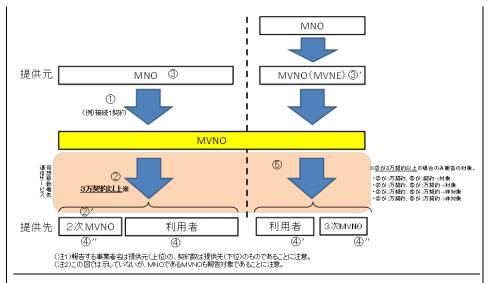
MVNOのうち、MNOと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより(①)、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万以上<sup>35</sup>(②)であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない(報告規則第2条第1項及び様式第15の2)。具体的には、次のとおり。

- ・事業者名 (卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名 <sup>36</sup>) (3)
- ・契約数(仮想移動電気通信サービスに係るすべての契約数37)(④)

することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している者(以下「一次MVNO」という。)のうち、契約数3万以上の事業者に報告義務が適用されていたが、報告規則改正により、契約数が3万以上の全てのMVNOに報告義務が適用されることとなる。

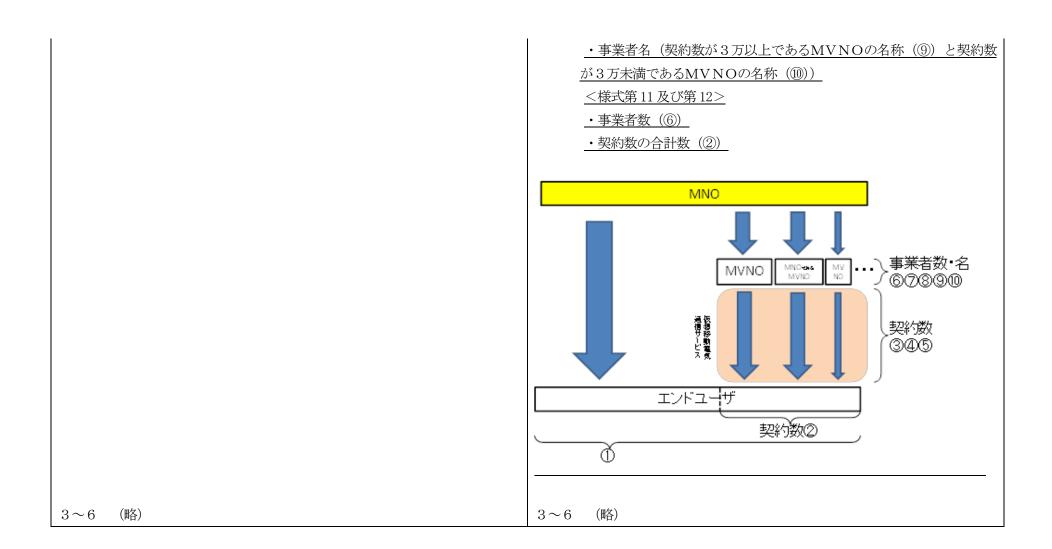
<u>イ</u> 仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNO(他のMVNOに卸電気通信役務として提供している場合に限る。)

MVNOのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が3万未満である一次MVNOであって、他のMVNOに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、年度ごとに他のMVNOの名称を総務大臣へ報告しなければならない(報告規則第2条第1項及び様式第15の2の2)。



また、MNOは、自ら提供する携帯電話、PHS又はBWAアクセスサービスに係るMVNOがある場合には、毎四半期ごとに自ら提供するサービスに係る契約数(①)のうち仮想移動電気通信サービスに係るものの合計数等を総務大臣へ報告しなければならない(報告規則第2条第1項、様式第3第2表、様式第11、様式第12、様式第13第2表)。具体的には、次のとおり。

- <様式第3第2表、様式第13第2表>
- ・契約数(仮想移動電気通信サービスに係る契約数の合計数(②)、接続に係るMVNOの契約数の合計数(③)、MNOであるMVNOの契約数の合計数(④)、契約数が3万以上のMVNOの契約数の合計数(⑤))
- 事業者数(事業者数(⑥)、接続に係るMVNOの事業者数(⑦)、 MNOであるMVNOの事業者数(⑧))



## ○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン注釈 新旧対照表

改正案	現行
1~34 (略)	1~34 (略)
35 仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約数も含む。	35 <u>なお、当該</u> 仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約 <u>者</u> 数も含む。
36 <u>仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他のMVNOに提供している場合、その契約数。</u>	36 なお、他のMVNO又はMVNEと卸電気通信役務の契約又は接続の協定を 締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、当 該MVNO又はMVNEの事業者名も含む。(③')
37 SIMカード単体又はSIMカードが製品に組み込まれた形態により仮想 移動電気通信サービスを提供している場合、その契約数。	37 なお、他のMVNO又はMVNEと卸電気通信役務の契約又は接続の協定を 締結することによって提供している仮想移動電気通信サービスに係る契約数 も含む(④')。また、当該仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNO に提供している契約者数も含む(④')。
38 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合、その契約数。	
39 MNOと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合、その契約 数。	
40 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれ にも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数。	
<u>41~47</u> (略)	<u>38~44</u> (略)